

奈良市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 8 年 10 月 9 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 樋 口 清二郎

斎苑管理課

監査結果公表日 令和 8 年 6 月 30 日（奈良市監査委員告示第 10 号）

措置結果通知日 令和 8 年 10 月 6 日

[監査の結果]	[措置の内容]
墓地使用料において、減免に関する決定が部長専決ではなく課長専決で行われている事例が見受けられた。 墓地使用料の減免については、奈良市墓地条例（昭和 43 年奈良市条例第 45 号）第 8 条及び同条例施行規則（昭和 43 年奈良市規則第 64 号）第 8 条の規定に基づいて行われ、その決定については、奈良市事務専決規程（平成 14 年奈良市訓令甲第 1 号）第 4 条に部長専決で行うことが規定されている。 同規程の定めに従って部長専決で決定されたい。 ただし、今回の事例は生活保護の受給を理由として決定されたものであり、疑義又は自由裁量の余地のない事例であったことから、部長専決で決定する意義に乏しいものとする。今後、同様の事例について課長専決で決定できるよう事務専決規程の見直しも検討されたい。	令和 8 年度における墓地使用料の減免については、令和 8 年 8 月 5 日付けで奈良市事務専決規程第 4 条の規定に基づき、部長専決で決定しました。 なお、減免については申請件数が 1 件と少ないことから、事務専決規程の見直しは行わないこととしました。
墓地使用料において、減免申請書の提出がないにもかかわらず減免されている事例が見受けられた。 これは、この事例の対象者が過去において生活保護の受給者であることを理由に減免されていた経緯があったことから、減免申請書の提	令和 8 年度における墓地使用料の減免については、令和 8 年 7 月 3 日付けで奈良市墓地条例第 7 条別表に定める使用料の決定通知書を送付し、それに対して本人から同年 8 月 4 日に減免申請が提出されたため、審査の上、同月 5 日に減免決定の決裁を受けました。

出がないまま減免処理したことが原因であった。

しかしながら、生活保護受給の有無については随時変更が生じる可能性があり、毎年必ず減免の対象になるとは限らない。このため、本来は奈良市墓地条例第7条別表に定める使用料の決定通知書を送付し、それに対して本人から減免申請があった後に、審査の上で減免決定を行うべきであった。なお、今回の対象者が現在も継続して生活保護の受給者であることが確認できた。

所管課においては、減免手続の流れを整理した上で適正に事務手続を行われたい。

今後も、適正に事務手続を行ってまいります。